

山田みやこの活動報告

令和2年9月14日(月)

令和2年度「性暴力を考える講座」に参加

子どもへの性的虐待、若年層を取り巻く性暴力、顔見知りや親しい人からの性被害など、性暴力は私たちの身近な地域や社会で起きている。

誰もが尊重され安心して暮らせる社会をつくるために、性暴力を許さない社会の在り方や私たちにできることを考えていくために、令和2年度「性暴力を考える講座」が行われ、それに参加した。

主催 栃木県県民生活部
認定NPO法人ウィメンズハウスとちぎ

講座① 「性暴力被害支援者に知ってほしい日本の中絶問題」

講師 塚原 久美氏(中絶問題研究者・中絶カウンセラー)

日本の中絶の実態は年間約16万件、最新統計では20代前半で中絶件数も中絶率も共に増加している。7件に1件(14%)が中絶に至る。

中絶の罪・恥・秘密・タブー・母性欠落などネガティブで否定的な内容で負のイメージになっている。1880年、家制度の中で刑法 墮胎罪が制定。1948年優生保護法(母体保護法)が制定されたが、女性の自己決定権は想定外。中絶時の妊娠週数は満11週までが約95%。

「産まない」選択肢が埋もれた日本社会と言える。中絶を巡る議論がほとんどなく、話題にすらならない。女性運動でさえあまり取り上げてこなかった。「女性の権利」意識の欠落、女性が独りで抱えこみやすい「中絶そのものの苦しみ」より「中絶に終わった妊娠をするに至った出来事」に対する苦しみがある。性暴力被害そのものが『あなたのせいではない』のと同様に「性暴力被害による妊娠とその中絶」も『あなたのせいではない』ということだ。

新たなポジティブで肯定的なイメージの構築が必要。女性の健康、権利、選択できた強さ、責任ある選択、今後の生き方や展望を持つことでエンパワーメント(生きる力)になる。産む産まないのどちらを選んでも、安全で安心な医療を提供される、安全な避妊手段が得られる、授乳中・育児中の健康をサポートされる等、本来リプロダクティブヘルスケアの権利がある。

国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)は、刑法 墮胎罪は廃止し、全ての中絶を合法化する事、女性のメンタルヘルスの重視と少女/女性の自殺を減らすこと、と勧告している。

性暴力被害者に対する中絶ケアは

- 支援者が内面化している先入観・偏見・思い込みを洗い出す
- 日本社会特有の問題を知り「中絶観」を相対化しておく
- 中絶の苦しみは中絶そのものより状況的に作られる
- 「赤ちゃんごめんさい」は相談者の母性規範を反映
- 中絶=最悪の選択ではない 中絶しない選択肢もある
- 現状に照らして自分で選べることによってエンパワーされる
- 理不尽で酷な現状への怒りを共有しパワーに変える

最後にザ パーソナル イズ ポリティカル(個人的なことは政治的)ということが強く心に残った。

「少子高齢化社会は中絶を否定。女性差別社会は女性を信用せず、自己決定させない。女性を尊重しない社会は女性しか使わない医療の改善に関心がない。中絶をタブー視し、スティグマを与えることで女性たちは黙らされてきた。100年以上も前の墮胎罪で今も女性が縛られている」

男女共同参画社会と言われているが、まだまだ見えないものとされている理不尽さにNOを！そしてパワーに変えていくことだ。

令和2(2020)年度『性暴力を考える講座』

子どもへの性的虐待、若年層を取り巻く性暴力、顔見知りや親しい人からの性被害など、性暴力は私たちの身近な地域や社会で起きている。
誰もが尊重され安心して暮らせる社会をつくるために、性暴力を許さない社会のあり方や私たちにできることを考えていきます。

参加費無料

第1回

日時 令和2年9月14日(月) 13:00~16:30(開場12:30)
会場 とちぎ福祉プラザ 多目的ホール(宇都宮市若草1-10-6)
定員 70名

プログラム

13:00~14:40 講座1「性暴力被害支援者に知ってほしい日本の中絶問題」
講師:塚原 久美(中絶問題研究者・中絶ケアカウンセラー)

15:00~16:30 講座2「子ども・若者に性の学びをどう保障するか
~予防や抑制ではなく、権利としての学びへ~」
講師:良 善雄(宇都宮大学共同教育学部准教授)

第2回

日時 令和2年10月12日(月) 13:00~16:30(開場12:30)
会場 とちぎ福祉プラザ 第2研修室(宇都宮市若草1-10-6)
定員 50名

プログラム

13:00~14:30 講座3「とちぎ性暴力被害者支援センターから見える性暴力」
講師:荻津 守(栃木県済生会宇都宮病院事務部参事)

14:50~16:20 講座4「売られる性・買われる性~女性相談の原点~」
講師:中村 明美(認定NPO法人ウィメンズハウスとちぎ相談役)

参加対象者

医療機関や学校、公的機関等において相談業務等に携わっている方
※例:看護師、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、その他相談員等

主催 栃木県
認定NPO法人ウィメンズハウスとちぎ

講座②「子ども・若者に性の学びをどう保証するか
～予防や抑制ではなく、権利としての学び～」

講師 良 香織氏(宇都宮大学共同教育学部准教授)

1) 性の学びは広い、そして深い

性(セクシュアリティ)は一生に関わる。包括的教育とは認知的、感情的、身体的、社会的、諸側面についてのカリキュラムをベースにした教育と学習のプロセス。

人権を基軸に、科学的であること。性教育とは性を切り口に自分の身体と心、人との関わりについて学び良い状態にする事。何か課題や問題がある時に相談し声を上げていく事。

2) 性暴力に関する学び、ポイントは何か

性暴力はDV・ストーカー・レイプ・性的いじめ・児童ポルノ・ハラスメント等、幅広い。

暴力に関するアンテナが高くないと、発見も解決への道筋も見えづらい。

3) 権利としての性の学び

なぜ性教育は攻撃されるのか。

権利や人権って何だろう。私が私を生きるという事。つながる・つくるために社会的な受け皿をつくる。

性は人権、性教育はその実現のための重要な権利。エロに矮小化されたり、性教育がやりづらいのはなぜか。その背景にあるものを知る。一人では難しいが、実践を絶えず行っていく事。

※性教育を切り口に今の人権に関わる現状と課題をまとめた本が紹介された。

著書 「性教育はどうして必要なんだろう？」

大変難しい内容だったが、性教育を切り口に人権について子ども・若者が考える機会の重要性を痛感した。

